

令和6年6月10日 議案審査（総務建設分科会・委員会）

開会 午前10時38分

○書記（瀬々 君） それでは、これより互礼をもって始めさせていただきます。ご起立お願いいたします。

相互に礼。

〔起立・礼〕

○書記（瀬々 君） それでは、分科会長よりご挨拶お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、こんにちは。全体会に続き、またスムーズな進行をよろしくお願いします。

あと、全体最後に委員会としてまた報告事項とか視察のこととかも話をしたいと思いますので、またよろしくお願いします。

以上となります。

○書記（瀬々 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行を分科会長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本分科会に付託されました議案第44号 令和6年度菊川市一般会計補正予算（第1号）のうち総務建設分科会所管に係る項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に、「議会は言論の府であって、議長は市長などに対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない」と定められていることから、今回の議案審査でも質疑よりも自由討議を充実させ、議員相互間の議論を尽くして合意形成した内容にて、基本条例の第11条に基づく分科会報告にしたいと思います。

自由討議では、審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし議論を行われていると思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告での議員間討議の内容を重視していくための審査内容を精査し、自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、6月20日の予算決算特別委員会では、審査内容の確認するための質問はする方がな

いよう議事録を全議員に配付させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取扱いいただくようお願いします。審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますのでご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては6月20日開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、総務部の審査を行います。中川総務部長、所管する課名等を述べてください。

○総務部長（中川 君） 総務部長です。所管する課は、総務課、地域支援課となります。よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってくださいということで、1番目に陽仁君から、11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。予算の説明書の10ページ。10と書いてあるやつです。このところなんですけれども、補正の理由が交付金内示の減による事業費の皆減に伴う財源組替え、地方債から一般財源に組み替えているわけです。内示減による組替えと地方財の減のこの関係はどういうことでなっていますかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山陽仁委員の質疑にお答えいたします。

ちょっと前段がすみません、説明が少し長いかもしれませんが。

道路や建物などの大規模な建設事業につきましては、工事費や設計に係る委託料といった建設に係る直接的な経費に加えまして、当該事業に従事する職員の給料や打合せのための出張旅費などの間接的な経費についても一定の額を建設事業を実施するために必要な経費として扱い、それらの経費全体で普通建設事業費という扱いをいたします。普通建設事業費として扱われる経費に対しましては、通常では財源として市債を充当することが認められていない人件費や需用費などの経費に対しましても市債を充当することができることとなります。

今回財源組替えにより減額している220万円の市債につきましては、社会資本整備総合交付

金事業市道大須賀金谷線の実施に必要な経費として、普通建設事業費の扱いとしていた人件費の財源に充てていたものでございます。

今回の補正予算において、市道大須賀金谷線の事業につきましては、交付金の内示額の減により事業費を全額減額しているため、当該事業分の歳入として計上していた国庫補助金及び市債も全額を減額しております。これに伴いまして、建設課の職員給与費に計上していた市道大須賀金谷線の普通建設事業費扱いの人件費、こちらも全額減額の対象となりましたので、市債の充当額が減額となったものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項9目外国人受入環境推進費、4ページです。

交付金が当初予算より4割増強となった要因は何か、また通訳の配置場所及び人数とその言語対象は何か国になるか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長でございます。交付金が増額となった要因ですが、今回増額補正することとなった外国人受入環境整備交付金は、外国人対応の相談窓口の設置に対する交付金であります。令和5年度までは、本市の外国人対応の職員、これは会計年度任用職員になりますが、多言語対応ができる相談員が3人、通訳員が1人という体制であり、令和6年度当初予算の歳入に計上した交付金234万7,000円は、相談員を3人として算出した額でありました。

外国人対応の4人の職員のうち、交付金対象外の通訳員として市民課に常駐していた職員も実態として外国人の生活相談についても対応していたことから、当該職員も交付金の対象にできるか、国と協議を行っておりました。

令和6年度当初予算案を上程した2月13日の時点では国との協議中であったため、令和5年度の体制で算出した額で予算要求をしたところであります。その後、国との協議が済み、2月29日に相談員4人分に対する交付金335万3,000円の内示を受けましたが、委員会での予算審査が3月12日に予定されており、短期間で予算案を変更することは難しいと判断したこ

とから、今回の補正での増額要求とさせていただきます。

現在の通訳の配置場所及び人数ですが、庁舎東館地域支援課に3名、支所小笠市民課に1名の計4名で、通訳、翻訳、相談業務を行っております。言語は、英語、ポルトガル語、日本語の3か国語です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっともう一つ確認をさせてください。

東館に3名、それから小笠支所に1名ということなんですけれども、実際にこの小笠支所の外国人通訳の方というのは何語を話されるのか、教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長でございます。小笠市民課に常時おります職員は、ポルトガル語と日本語になります。それで、勤務時間は火曜日、木曜日の午前中になります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方は、挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、事前通知による質疑を終了します。その他関連で質疑のある委員は挙手にてお願いします。なしでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、総務部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔総務部退席〕

○分科会長（西下敦基君） 次に、企画財政部の調査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。本日、財政部のほうお願いします。財政課と税務課が出席しておりますので、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知の順に挙手の上、質疑を行ってくださいということで、1番目に松本委

員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。2款1項6目の地区振興費ということで、説明資料が1ページになります。予算書で1ページです。これは、用地貸付料の関係なんですけれども、基本的に納付されたことによる財産区管理会への補助金交付の増額とありますが、もし納付されなかった場合でありますけれども、その対応はどのようなになるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。地区振興費補助金につきましては、各地区が実質的に管理している市有地を市が貸付けしまして貸付料を徴収し、徴収した貸付料を財源に各地区の振興を図ることを目的として補助金として交付するものになります。

このため、貸付料が納付されなかった場合につきましては、補助の財源がないことから各地区への補助金の交付はできないこととなります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。これって交付要項か何かが定まっているんですか。実質的にそういったことから本来的にその交付要項の内容として書かれているんですか。どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 地区振興費補助金につきましては、特に個別の補助要項というものはありません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。14番。

○14番（松本正幸君） だけでも、これ補助金の名目ですよ。そうじゃないですか。ここに補助金と書いてある、補助金交付の増額ということがうたっているんですけれども。補助金であるならば基本的に交付要項を定めなくちゃいけないと思うんですが、どうですか。再度。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。地区振興費補助金として補助金上は定まってはいるんですが、詳細を規定した要項というものは、条例等は特に用意していないものでございます。要項は。

○14番（松本正幸君） 条例じゃなくて要項。

○財政課長（後藤 敦君） 要項についても、特に個別のものはございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっとクエスチョンマークなんですけれども、要するにこの関係というのは恐らく南稜高校の関係のものだと思うんです。そのいわゆる貸付料が年度をまたいで遅く入ったということによつての、これ補助金の増額というようなことだと思うんですけれども。

それにしても、交付要項そのものは補助金である以上は何らかの形でつくらなくちゃいけないと思うんですけれども、その考え方というのをまずお聞きをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。委員のご質問というか、お話のとおりかなと思うんですが。今のところちょっと補助金の補助要項、こちらの地区振興費補助金につきましては要項等は特にございませんで、様式等は内規で定まってはいるんですが、そちらを基に取扱いのほうは行っているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっと余分なこと言うかもしれないんですけれども。やっぱり今後の補助金交付要項の在り方というのを担当課としてどのように考えているのか、その点と。要するに、この事業の関係というのが貸付料を充当するんだからという安易な考え方でやられている事業ということの解釈でよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。1点目の要項というか取決めというか根拠、こちらにつきましては詳細な取扱いについて決めておく必要があるかなというふうには考えております。ここのところは、また今後整備等検討いたします。

補助金の性質につきましては、こちらにつきましては、過去からの経緯で地元の権限が残っている土地のほうを預かっておりまして、そこから上がる財源につきましては地区の振興のために使うべきかなということで交付のほうをしているところなんです、そちらの考え方につきましては、上がってくる財源がございますので有効に活用するためには、必要な補助金かなというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） もう一点。本来、補助金等については監査対象になっていますよね。

実質的に今までにこの一つの事業が監査の中に入った例というのがありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。何年か、過去の話だと。

○14番（松本正幸君） 対象にならないケースってあるんじゃない。要するに、監査委員が指名してこの事業をいう形になるもんでね、そのところは当たったことがありますかという事で聞いているもんで。

○財政課長（後藤 敦君） 私が財政課に所属してからは、特に当たったことはございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 関連で。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑のある方、挙手をお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。このいわゆる市名義の市有地でも地元のひもつきというのが前からずっと問題になっているんです。というのは、売買のときに急に出てきて地元へよこせとか。だから、ここら辺のことをしっかりやらないと、これ、面積的にも、山林とか池もありますけれども、物すごく多いことあるんです。だから、むしろ税金逃れが地元で、市名義にして税金逃れをして、利益の出るときだけ地元が出てきて取るという、あんまり喜ばしくないことなんです。ですから、どこかでやっぱりこれは是正していかないと。結構面積的にも多いんですから、やっぱりどこかで考えないといけないと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。地区の権利が残った土地につきましては、議員のおっしゃるとおりほかにもございまして、把握につきましては、台帳のほうを用意しまして一応このところがそういうものだということで把握をしております。

市のほうで管理というか、市有地として存在している点につきましては、財産区という法人というか、正式に認められる土地があるんですが、そちらの合併等の経緯の中でそれができなかったものでありまして、ただ一方で地元の権利については尊重しなければいけないというものがあまして、その中で協議により今の状態になっていると思っております。

地元のほうでも実際の土地の市有地の管理につきましては草刈り等やっただいているところもございますので、一応市にとってもいいというところはあるんですが、ちょっとその在り方についてはまた今後検討する必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） ですから、一番簡単なのは、税金逃れは許さないと、税金を課すということでやれば、本当にこれはもう自主的に市のほうへ渡しますというのが出てくると思うんです。だから、やっぱり税金の逃れは許さないという形の施策が必要じゃないかなと思うんです。その点を考慮してください。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですか。

この事項について、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の2番目のほうを私から質問させていただきます。

22款1項で目はなくて市債ということで、内容としては内示が大幅に減額されているが市債への影響はという質問になります。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。内示が大幅に減額されたことによる市債への影響はということでございますが。

今回の補正予算に計上しております交付金内示による歳入予算の減額というものにつきましては、具体的にいきますと国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減額になりまして、事業担当課におきましては当初実施予定であった事業費を当該交付金の内示の減額に併せて実施内容の変更や取りやめ等の形で組替えをしているところでございます。

それで、今回の補正予算に計上している市債につきましては、国庫補助金の地方負担分、国の補助対象としている事業費の補助の当たらない部分、いわゆる補助裏分の財源として充当しているものが主になりまして、基本的には交付金の内示の減額と併せて事業費を減額するとともに市債も減額しているところでございます。

しかし、中には事業の内容から事業の進捗を図らなければならないものもございまして、この場合には合併特例債のように充当可能な市債を増額して計画どおり事業を進めるものとしております。

そのように、今回の補正に計上しております市債につきましては、一方で減額したものと

増額したものがございまして、国庫補助金の内示の減額は、事業の進捗には影響はしておりますが、市債の総額にはトータルでは大きくは影響していないものと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はありましたが、再質疑を頂いていますので、そのまま質問させていただきます。

財政健全化のため起債は返還元金以上にしない方針の下、令和6年度は橋上駅化的ためこの方針のように14億3,800万円余も多い起債を当初予算で計上し、さらに今回補正で1,100万円増額計上しているが、予算をオーバーした分どんな形で吸収して財政健全化を進めていくのか、お伺いします。財政健全化。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。まず、令和6年度につきましては、小笠北認定こども園園舎建築と社会資本整備総合交付金事業市道赤土高橋線、あと駅南北自由通路整備事業の3事業に合併特例債を約23億円充当しておりまして、このため令和6年度の市債借入額は大きな金額となっております。

この合併特例債には活用可能期限がございまして、令和6年度が活用できる最後の年となっております。小笠北認定こども園整備と市道赤土高橋線、菊川駅南北自由通路整備がいずれも菊川市にとって非常に重要な事業になりますが、事業費が大きく合併特例債という財源がなければ実施は困難な事業になります。このことから、令和6年度におきましては単年度では元利償還額を上回る借入れとなりますが、合併特例債を活用しまして事業を実施することとしたものでございます。

財政健全化についてですが、令和7年度以降につきましては合併特例債を活用することができなくなります。このため、借り入れる市債の額は減っていくものと考えておりまして、今後数年で、ちょっと長い期間で考えれば、償還元金と市債借入額のバランスは適正なものとなっていくものと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑をさせていただきます。

質問2として、合併特例債を増額していますが、今回の補正後の残額はどの程度かを伺います。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。合併特例債につきましては、発行可能額

全額を充当し切っておりますので、残額はこれでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。残額はなしということで。

あと、最後の質問させてください。合併特例債は自由度が高い起債であるが、国の補助金の減額により今回の補正で全額または大幅に減額されている事業が少しでも進むような工夫はされなかったのかについて伺います。

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。国の補助金の減額のありました事業のうち、社会資本整備総合交付金事業市道赤土高橋線、こちらにつきましては合併特例債の充当を増額しまして計画どおり事業の進捗を図ることといたしましたが、既に合併特例債の発行可能額全額を充当し切ってしまうため、これ以上国庫補助金が減額された事業に充当することはできないということで、そのほかには充当はしておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは質疑は以上とさせていただきます。

関連質にある方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。建設課の道路橋梁費の関係でも同じような質問が基本的には出ているんですけれども、財政課でありますので少しお伺いしたいなと思うんですけれども。

当初予算の在り方、要するに社会資本の総合交付金事業、いわゆるこういったものの事業は恐らく国土強靱化の要するに加速化という一つの事業のメニューがありますけれども、こちらのほうに予算が回っているという面があるんです。いろいろ見てみると。そういうことから、社会資本のいわゆる事業そのものが減額されている。申請しても内示のほうで落とししていくというような形がしばらく見受けられるんです。予算を見ていても。

今回、1億8,000万余の減額になるんです。実質的に予算を膨らまかすような形に見えるんです。どうしても。いわゆる当初予算の額が、今回、菊川市として最大の予算をつけているわけですが、この事業が1億8,000万が減ると、じゃあその額が減って、そういった影響というものが何らかの形で出るんじゃないかなと思うんですけれども。その予算の組み方として、いわゆる内示額、今までこれぐらい減されているもので、予想として少し落として、いわゆる当初予算の組み方を考える。さらに、内示額でこういうものが出た場合には、6月の補正予算でもし多くなった場合のほうが格好がいいですね。本来的には。そういう

やり方というのは少し考えたことはないですか。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。内示率を低く見て、事業を単費をつけるというような話に今度はなろうかという、事業を、そこまで見て予算をつけてやっていくか。あるいは、ちょっと前に建設経済部に確認した場合には、あまりふかして逆に事業申請もできないというのもあると思いますので。そういった意味だと、うちとしたらあんまり充当率の低いところのものの中で充当率が配分、そういったものの中で予算化をするとなると今度は単費のほうが苦しくなりますので、そこは結局今回のように配分が低いと事業の実施ができなくなる、財源確保できないということになりますので、そこはちょっと。

そして、昨年も結局景気対策のような形でまた追加の補正があったりというようなことがあるもんですから、そういう中でやっていくしかないのかなと。当初のところであまり低く見てということでもないですし、そこはまた建設経済部のほうも昨年も少しそういうふうなことがあって、要望活動をしっかりしていくとかそういったところで事業進捗の確保をしてくるような働きかけも今現在していますので、いろんな省庁によって補助金の申請の仕方もちょうと違ったりするもんですから、特にここの部分については金額も大きいところがありますので、そういったところは要望活動とかそういったところも含めた中で、また予算確保に努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

すいません。一点聞いていいですか。この内示のことについては、担当課の建設のほうがよく把握しているのは、財政課のほうがいいのか、建設課のほうに分かりやすいのかなと、どちらのほう話しやすいのか。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。事業の事業費財源の具体的なところにつきましては、やっぱり事業を行っているのと、あと国のほうに申請を上げている原課のほう細かいところは詳しいような形になっております。

一点、先ほど松本委員のほうでおっしゃられた事業費を当初からある程度抑えた形にできないかと、そういう趣旨の質問だったと思うんですが、補助金を申請するに当たって予算の確保がある程度必要になってくるというところがあるように聞いております。予算で確保をしていないと補助金の申請ができない、そういう状況がありますので、ちょっと原課のほう

ではなかなか予算のほうを抑えた形で当初からするということがちょっと難しいというよう
な、そのようなことを聞きました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は頂きました。これについて関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

そしたら、すいません、3番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。2款1項7目、これは税務課になりますけれども、今回の減税の関係に該当いたしますけれども。まず、他の委員からも質問が出ておりますので、私からは調整給付金の事業費ということの中で、要するに調整給付事業とはどのような制度でどのような人が対象となるのか、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長でございます。調整給付金の制度対象者についてですけれども、先に定額減税のことをお話しさせていただきたいと思います。

定額減税は、1人につき所得税3万円と個人住民税1万円の合計4万円分を減税するものでございます。個人住民税では、令和6年度の課税のときに、納税義務者本人及び国内に居住する控除対象配偶者と扶養親族1人につき1万円が減額されます。所得税も同様に1人につき3万円が減税されていきます。

例えば、サラリーマンの家庭で本人と同一生計配偶者、あと子ども1人の場合、所得税が3人掛ける3万円で9万円の減税、個人住民税が3人掛ける1万円で3万円の減税となりまして、減税額は合わせて12万円となります。個人住民税の3万円とこの所得税の9万円が定額減税の可納額ということになります。

調整給付なんですけれども、定額減税補足給付とも言われておりますが、減税し切れないと見込まれる納税義務者に給付するものでございます。令和6年度個人住民税の所得割額や令和5年分の所得税確定申告等から算出した令和6年分の推計所得税に対し定額減税可納額のほうが上回り、それぞれ上回る額を合算して1万円単位に切り上げた額を給付するものでございます。

したがって、減税し切れたと見込まれた納税義務者には、本年度の給付はありません。しかし、令和6年分の所得税の減税額が令和5年分の所得税から算出した推計見込みより増えて減税し切れない場合には、令和7年度に給付を受ける対象となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今説明を頂きましたけれども、どのような人が対象となるのかという説明を頂きましたけれども、基本的には何人ぐらいあるんですか。菊川市内で。

○分科会長（西下敦基君） すいません、2問目の質問に。それ以外で。

○14番（松本正幸君） その中で答えてください。

それで、要するに配特の関係、配偶者特別控除で、いわゆる所得があった場合、若干の所得があった場合でもあるかと思うんだけど、その人たちはやっぱり計算をしながらやるわけですかね。恐らく。そういうことでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長でございます。配偶者控除に当たる所得ですと所得税とか住民税がかからないので、扶養に入っている方の場合ですと扶養されている方の減税の対象になることになります。なので、所得税が出ないとか、住民税がかかっていないという方に対しては減税にはならない、減税するものがないということなので。

非課税とか、住民税の均等割りだけがかかっている方につきましては、福祉のほうの給付金の対象になっているかと思しますので、減税のほうでは、減税と今回の調整給付の対象にはならないような状況。以上です。

○ 番（ 君） 配特を受けているので、扶養じゃないけれども配特を受けている。

○ 番（ 君） 配特を受けている。

○ 番（ 君） 本人が給付を受けられない。

○ 番（ 君） そうです。

○ 番（ 君） 扶養じゃなくて、本人として給付を受け取る。

○ 番（ 君） 配偶者特別控除。

○税務課長（落合幸司君） そのままでいいです。配偶者の特別控除の場合ですと、所得税が多少、住民税も多少かかるかと思しますので、その分は減税の対象になります。

ただ、減税しきれない場合には、今回の調整給付の対象となります。以上です。

○ 番（ 君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○ 番（ 君） いえ、ほかの人。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、次の質問を坪井委員からお願いします。

○3 番（坪井仲治君） 次の質問ということで、定額減税額を下回る対象者の予想人数はということでお教え願います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。調整給付の予想人数についてですが、今がこういう給付、初めての試みでございまして、予算計上をした時点の試算では8,000人を想定しております。実際に課税が今月あるんですけれども、ここで大体決定して決まってくるのかなと思っております。

7月には、もう通知等しますので、ここではもう大方、人数が確定いたします。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3 番。

○3 番（坪井仲治君） 給与所得のある方、分母は何名になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。定額減税の対象人数が約2万4,000人ですので、その対象者が分母になるかなと思っております。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑ありますか。なければ、3 番目の質問を、直博委員からお願いいたします。8 番。

○8 番（鈴木直博君） 8 番、鈴木です。定額減税において、減税、支給内額が個人ごとにとように伝えるのか。また、定額減税できる者への支給方法はどのように実施されるのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。調整給付の通知方法と定額減税できる者への支給方法についてですが、個人住民税は市に課税資料がありまして、対象者を把握できますが、所得税分においては情報がないので、国から提供されるシステムにより対象者を抽出いたします。

そして、所得税と住民税の調整給付対象者で名寄せを行いまして、それぞれの減税しきれない額を合算して1万円台に切り上げて調整給付金額を計算いたします。名寄せされた対象者に、調整給付金支給確認書というのを7月末までに送付する予定でおります。確認書に給付金の振込口座などを記入していただきまして、返信用の封筒で税務課に提出していただければ、受付後、約3週間後に指定の口座に振り込むスケジュールとしております。

定額減税できる納税義務者への支給方法ですが、所得税と住民税で両方とも減税しきれている方に対しては給付することはありません。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8 番。

○8番（鈴木直博君） 8番、鈴木です。通知を出して、申請がないと支払いの作業が進まないわけですが、その場合に、市民に対してあなた出ていませんよってというような、そういう通知か連絡する用意がありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。通知が7月に出ますのですけれども、最初の振込というんですかね、給付が8月ぐらい。最初に人数が多く出てくるかと思うんですが、大体10月ぐらいには、1回確認の、まだ出ていませんよというのは通知を送る予定であります。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 減税できているものに対して、あなたの場合はどれだけ減税できましたっていう、そういう通知を出していただけるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。先ほど申しました調整給付金支給確認書の中に、所得税のほうの定額減税可能額に対して実際に減税した額、残りの不足額、減税しきれない額、次に、住民税のほうでも同じように定額減税可能額があって、そこ引く住民税で減税した額、不足額、計算式も掲載して、所得税と住民税の額を合わせて、さらにそれを1万円単位にして、あなたはこれだけの金額が給付されますよっていう通知の中に記載する予定であります。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。

○8番（鈴木直博君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 3人から、一応、この給付事業についてありますが、他に質問がある方は。2番。

○2番（東 和子君） 2番、東です。ちょっと関連して質問させていただきます。

先ほど、7月までに確認書を送って、それから返信用の用紙で、それから3週間後には送り込まれるということで、再度確認するのは10月ぐらいだというふうに聞いたんですが、これに対する締め切りっていうのはどうなってますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。締め切りといいますと、最終提出期日を設ける予定でございます、それが12月の2日を予定しております。それまでに提出をいただきたいと思います。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありませんか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑は、3番。

○3番（坪井仲治君） 給与所得に関して、減税対象月っていうんですか、6月定例給与、6月賞与、7月の定例給与ぐらいで、国のほうで何か言っているような感じで、どの辺で対象になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。所得税で減税分があるのですから、それは国のほうが事業者には通知をして、6月1人3万円のほう、それについて、減税を給料、ボーナス、給料、給料で世帯、扶養家族も含めたものをしていくというのが、国から直接、事業者に行っているはずなんです。なので、減税は住民税のところは国は国、地方は地方でやります。そこのを合算して、足りないのを給付金で出すものですから、取りあえずの給付金の作業においては、国のほうのシステムの中に令和5年の所得税の課税情報があって、それを基に令和6年の住民税の情報と突合を差額を支払うという作業をします。

所得税のほうは、実際には、去年働いていたけど働かなくなった、転職したとかって色々ありますので、聞いている話とそこの中で最後年末調整のときに、結局その人は3万円分かける扶養家族も入れて人数が引き入れましたというのを最後、減税調集票、年末調整のあのときにやって、それと実際にこっちでみなし関連をやって給付をしたけど、その差額について、もう1回調整給付をしなきゃいけないっていう、そういう作業が令和7年で、もう1回ありますので、本当に国、自治体の住民税、所得税、それで国のほうのはみなしの課税、減税は並行して始まる。そこで最終的に、令和6年の自治体の減税額がいくらであったかというところなので、もしかしたら去年働いていなくて、今年働いた人については、給付をやっちゃうけども、実は今年働いていたっていう場合は、給付金は返還は求めないっていうので、逆のパターンは給付を最後足りない部分を、また令和7年にやるということで、本当に複雑、過去に例がないシステムのものを今やろうとしています。

〔発言する者あり〕

〔「難しい」「大変だよ、これ」「大変ですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「進行しましょうか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これで、全体として終わりとなりますので、よろしいですね。

以上で、企画財政部の審査を終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 33 分

○分科会長（西下敦基君） 次に、建設経済部の審査を行います。星野建設経済部長を所管する課名等を述べてください。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。所管につきましては、建設課のみになりますので、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに、事前通知の質疑から行いますので、1 番目には、須藤委員からお願いします。6 番。

○6 番（須藤有紀君） 6 番 須藤です。8 款 2 項 2 目道路維持管理費についてお伺いいたします。説明資料がタブレットで13ページになります。

道路施設の破損などによる修繕費とありますが、対象になる場所及び修正内容をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。須藤議員の質疑にお答えいたします。

道路維持管理費は、当初予算にて、前年度とほぼ同額の事業費として901万8,000円の予算をお認めいただきました。現時点で11か所、今年度に入り修繕を実施し約100万円、発注済みで施工中の箇所が9か所あり約600万円、発注予定の箇所は7か所あり約200万円となっており、ほぼ年間予算の900万円を支出してしまう見込みとなつてしまいました。

発注予定を含む修繕要望のあった27か所は、現場を確認したところ、全て早期修繕が必要であり、頂いた要望に基づき修繕方法等を検討し、修繕方法が決まり次第準備、対応しているところです。

対象となる場所についてはですが、27か所の修繕は市内全域で大小様々となっております。

修繕内容はについてですが、それぞれのり面修繕ですとか、路肩修正、照明、側溝、ます、

水路、暗渠管の修繕、防護柵、それぞれの修繕となります。

以上のことから、昨年度の補正額を含む執行額1,148万2,000円と同程度の予算を確保べく、今回270万円の増額を要望いたしました。

なお、道路施設につきましては、経年劣化や今後の天候にもよりますが、突発的に発生するため、必要に応じて今後も補正をお願いすることがあろうかと思います。

以上で、須藤議員の質疑に対するご答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。2番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 2番目の質問です。タブレットで14ページになります。

落石防護柵の規格変更の内容と、ほかにも対象箇所はあるかという質問です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。坪井議員の質疑にお答えします。

まず、今回、落石防護柵を設置するに至った経緯からご説明いたします。

市道落井南線は上倉沢の棚田の南側の市道であります。昨年6月に落石が発生し、既設の落石防護柵が破損いたしました。現在、応急措置で土のうを設置し、現在も現場には残置しております。早期復旧のため、昨年度、令和5年9月補正にて、落石対策詳細設計業務委託を発注いたしましたが、工期が令和6年3月19日までであったため、当初予算要求時点では業務委託中であったため、柵高を現況の1.5メートルで復旧することとして予算計上しておりました。

詳細設計の結果、背面斜面勾配や高さなどから必要な柵高を確認した結果、現況防護柵高では柵高を満足しないことが判明したため、柵高を1.5メートルから3.5メートルに規格変更するものです。

次に、ほかにも対象箇所があるかについてですが、防護柵は落石や崩土等が発生した後、現地確認し、必要な箇所に設置しておりますので、現時点で予防保全的に、落井南線以外で落石防護柵設置の予定はございません。

以上で、坪井議員の質疑に対するご答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 1.5メートルから3.5メートルですか、高さを上げたというのは、墮落量、土砂の量によってそういう高さが決まったのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。委託で現地を見て、裏も高さ勾配を見て、どれくらい大きな石が幾つあって、それがもし落ちてきたらどうなるかというところで、落石対策便覧というので、落石跳躍高はというところの基準から、背面斜面勾配や位置や高さから必要な高さということで、既存の1.5では落石があった場合、その柵を越えて市道に出てしまうというところから、3.5メートルの高さが必要ということで、高さの変更と、それに併せて、高くなった分、基礎の変更を今回計上いたしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） ほかにはないというご答弁だったんですけど、その辺りの計算はされているということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。今回、落井南線につきましては、落石があった場所を含む延長で123メートルについて、既存の壊れた場所だけではなく、落石がなかった場所を含む落石が起これそうな場所、123メートルの防護柵を1.5から3.5にする予定です。

ほかにもないというのは、市内全域で、これから雨が降ったりして落石や土砂災害が起こるというのはちょっと予見できなくて、急傾斜地に指定されているところは、そういう可能性があったり、急傾斜地崩壊対策でも裏に擁壁がやってあるところはあると思います。今回の倉沢の場所では123メートル施工するというので、落石対策になろうかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 昨年の6月に基本的に落石があったということで説明があったんですけども、今回また補正をすることによって、若干その期間が延びますよね。要するにこの令和6年度の雨季の関係、それと台風の状況、こういったものが基本的には重なってくるような可能性もあるわけですけども、今、実質的には土のうでやってあるということ言

っていたんですけれども、安全性、こういったものについては心配ないですね。さらに広がるというようなことはないですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。そうですね。壊れた落石防護柵のところには土のうが積んであって、同じような高さで、壊れていないところはそのままなので、安全かどうかと言われると、この台風シーズンとかどうかというところあるですけれども、ずっともう何十年も前からあって、落石がその1.5で収まっているとこなので、早期に復旧する必要と、今の計算でいくと1.5では満たさないの3.5にしたいんで、早期工事をしたいんですけど、今補正を取って契約をして工事をやって、もうちょっと先行っちゃうので、今回の雨季はまたがるんですけど、落石があったのが去年の6月、それから、1年、それ以降ないということで、できるだけ早く、あくまで土のうって仮復旧なものですから、計算すると今後落ちてくる場合は3.5ないと飛び越えちゃうということなので、安全かどうか100%ではないですけど、1年間は、昨年6月以降は落石がその場所ではなかったということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。8款2項2目の社会資本整備総合交付金橋梁長寿命化ということで、タブレットの13ページです。社会資本整備総合事業が、交付金内示により大きく減額となっているが、その理由は何か。今後の事業執行への影響はどうか。それから、国の補正予算の今後の見込みはどうかということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。この後3問は、国の交付金の内示の関係と、先ほど財政でも財源についてお話があったかと思います。山下議員の質疑にお答えします。

初めに、内示額の減額の理由についてですが、例年、内示額の減に伴う減額の理由については示されないため、要因については把握できていませんというのがオフィシャルな答えです。想像の範囲になりますが、能登の地震や、また省庁、内閣府をはじめ1府12省庁あるので、福祉、医療、教育等ある中で、国交省、建設課も同じですが、必要な予算を要求しても

全てがつくかどうかというところと、社会資本のお金だったり、防災安全だったり、国土強靱化とかいろいろ重点だったり非重点だったりするものがあるんで、なかなか示されないというのが現状です。

次に、今後の事業執行への影響についてですが、先ほど財政のほうでもありましたかと思いますが、内示に合わせた事業費に組み替えることで、担当課としては、予定していた補修工事の分割施工や延伸など、予定していた事業の完了は遅れることとなります。

次に、国の補正予算の見込みはどうかについてですが、ここ数年は、国から補正予算の打診が続いていることから、今年度についても、積極的に補正予算を要求していくことで事業の進捗が図られるよう取り組んでいくよう努めてまいります。

以上で、山下議員の質疑に対するご答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ次の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。8款2項2目社会資本整備総合交付金事業防災・安全、14ページです。交付金内示の減による工事請負費の減額による道路施設の安全性は保たれているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。東議員の質疑にお答えいたします。

当該予算科目における工事請負費の減額は、防災・安全ということで舗装工事の減額となります。舗装は、舗装個別施設計画に基づき、交付金対象となる舗装工事を要求しております。内示額が減額になったことにより、予定していた舗装補修工事面積を減らすこととしました。

面積延長でいいますと、補正前392メートル、2,900平米をやる予定のところ、補正後で135メートル、970平米ということで、約3分の2減、3分の1施工する予定となっております。

これによって、当該施設の安全性が保たれているかについてですが、市内全域で、舗装の老朽化の進行に対して、面的な舗装打ち替えは追いついていないのが実情であります。

本来は、内示割れした予算についても、一般財源を措置してでも舗装補修を進めたいとこ

ろですが、なかなか財政的に厳しい状況ですので、日々の道路パトロールや道路利用者からの連絡などにより、穴があったり、予見されたりするときは、パッチングや局所補修で延命しながら安全性を保っている状況となっております。

以上で、東議員の質疑に対するご答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の5番目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 最後になりますけれども、道路橋梁費の関係から質問をさせていただきますけれども、既に課長のほうから答弁を頂いちゃってあるもんですから、少しかぶる部分があるかと思えますけれども、よろしくお願いします。

社会資本整備総合交付金の事業そのものが1億8,000万円約減額しているわけでありますよね。こういった減額による事業等の影響も、先ほども少し説明があったようでありますけれども、事業としての影響とか、完成までの影響とか、資材コストの、要するに事業が基本にお金がないために、また年度をまたぐような形になりますので、当然資材コストの影響も出てくると思うわけです。そんな面を含めて、見通しというか、そこら辺の関係について若干説明を頂けるとありがたいなと思えますんで、本来4路線の中でも、市道赤土高橋線、それと、道路橋梁費の長寿命化の事業が5,000万近くありますので、そこら辺重点的に説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。今、松本議員の質疑にお答えいたします。

減額の要因は先ほど述べたとおりです。社会資本総合整備交付金は、パッケージになっています。今4つあるということで、先ほど財政課からもありましたが、赤土高橋線、県道西方高橋線というか、将来の浜岡、菊川は、合併特例債の効果の発現というか、令和6年度予算、合併から20年ということで、今回、内示が低かった分はそちらに交付金を全て充てると、合併特例債を充当させていただいて、令和6年度予算での大東、菊川までの供用開始を目指しているというところで、そちらに財源組み替えをさせていただきました。

そのほか、大塚金谷線については、今回、内示を充てれなかったので、令和5年度の繰越しでちょっと小さい工事をやっております。赤土高橋線は、ゴールというか、令和6年度予

算でやらなきゃいけないということでやっていますので、影響とすると、大塚金谷線がちょっと予定している、令和10年度というふうに言っているのが遅れるのか、赤土高橋線が終わることによって、来年度大塚金谷線に全部お金を持っていけるのかというところで、そこはちょっと来年の内示率もまた低いのかというのがちょっと見通せなくて、影響としては、大塚金谷線に今、影響が出ちゃって、今年度予算で工事がやれないという影響が出ていて、そこは地元には丁寧に説明させていただきました。

井矯堂線については、必要なものはやりたいところはやるということで、ゼロではなくて、ここをやらないと事業に遅れがあるということで、補償ですとか、一部工事ですとかというのはやらせていただいたので、一応現在、井矯堂線と赤土高橋線についてはこれはない、大塚金谷線にちょっと影響が出る。

橋梁長寿命化についても、橋梁も5年の法定点検があつて、5年以内に3Aとか3Bとか評価されたものは直さなきゃいけない。そこは遅れはないというか、今回ちょっと予算がなくなっても、もうちょっと先まであるということで、5年以内という中の範囲には収まるので、そこについては影響はないものかなとは思っています。

あとは先ほど言った補正の関係ですとか、資材コストについては、年々人件費や資材費が上がっていて、今後も上昇していくことが予想されるということで、先ほどと同じようになりますけど、国の追加予算を積極的に活用するとか、施工方法とかを見直して、新工法ですとか、そういうのでコスト縮減を努めていく必要があるかなというふうには思っております。

あとは、長寿命化については、具体的にコスト縮減対策というのを示すことで、優先配分団体になるというような橋梁はありますので、それについては、菊川市、去年、こういう工法でやるとこれぐらい縮減できるよというのを出してあるので、来年の内示率が少しでも上がってくるのかなと期待がありますけど、それ全部35市町やっていると同じことになってしまふのかもしれないですけど、コスト縮減は目指してやるべきことはやっているというところになります。

以上で、ご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。17番。

○17番（山下 修君） 赤土高橋線のあすこの大東菊川線の接続が、今のご発言の中で、6年度中につながつて供用開始というようなふうにとられたんですけど、それ間違いないです

か。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。すみません。6年度予算、単年度会計で申し訳ないんですけど、6年度繰越し予算というのもあるので、令和6年度繰越し予算を見込んで、令和7年度中、令和8年3月31日までには必ず供用開始しないと合併特例債を償還、返還しなければいけないとか、そういうことが、一番けつは、令和8年3月31日、それまでには供用開始はします。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 私から2点質問したいことがあるのですが、内示についてですが、出し方で、社会資本整備総合交付金事業で、その他にいろいろ防災・安全とか路線とかがあろうと思うんですけど、これそれぞれの路線とかについて内示が出されるのか、もう一括で菊川市はこれくらい内示だという感じで、それをもらったのを市が分配するのか、それについてお伺いさせてください。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。西下議員のご質疑にお答えします。

多分国から静岡県に配分されて、静岡県から各市町に配分する。そのときに、先ほど財政でも答弁があったと思いますが、必要な予算、ふかすこともできないし、減らさずに必要な予算を要求すると、今回内示率が30%台ということになって、それぞれにあります。ですので、先ほど言った大塚金谷線にも幾らか。ただ、大塚金谷線をちょっとやっても、その金額でいっても、事業の効果の発現というか、やっぱり事業ってある程度切りのいいところまで、水の関係とかあるんでやれないということと、今回赤土高橋線に全部持っていく、井矯堂線もやる必要があるということで、今ご質問ですと、それぞれの事業に対して案分された金額で配分されますが、市の中で財政課と担当課、建設課で協議をして、財源組み替えを行ったというのが今回の6月補正になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。今、建設課長のほうから説明ありましたが、やはり社会資本ってパッケージがそれぞれございます。県のパッケージに市町村が入っていくパッケージと、市町村で単独でパッケージを組む場合、赤土高橋線とか大塚金谷線というのは、一般の道路の改良工事ということになりますので、評価としてはあまり高くない。ただ、井矯堂線なんかですと、交通安全の関係で、歩道がない路線ですので通学路になっているということになると、評価が高くて、そっちは内示率が多少なりとも高くなると

ということですので、やはり重点を置かれている部分については、内示は高くつくんですが、やはり一般的な道路改良であると、やはりなかなか内示厳しいということですので、また補正がちょっとどうなるかは分かりませんが、積極的に手を挙げていくのと、市長もたびたび東京のほうに出張していただいています、直接国土交通省とかに要望書を持っていくような形で努めておりますので、ほかの事業、国の直営事業の部分とか、うちのほうで直轄で国の直接の予算をもらう分についても、積極的な要望を上げて、何とかつないでいるというような状況でございますので、また引き続き要望活動で何とか確保していきたいということ考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 最後に1点だけ。去年は9月で補正、これ内示でされていたと思うんです。今回6月になっているんですけど、それって努力をされてこんなになったのか、何か時期が去年とはずれていたのか、それについて何かコメントがあれば。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。それこそ一番大きい赤土高橋線の残工事、あと一番後ろが、先ほど言った令和8年3月31日と決まっているということで、もう本当は全て内示が100%ついて、もう金額から工期を計算すると、間に合わせるためには何とかしない。ついた内示分だけはもう発注しました。残った補正で組み替えをしたものを今度発注する。9月だと供用開始に間に合わないんです。ですので、6月補正に上げさせていただきます。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ないですかね。じゃあ建設経済部は以上でよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ以上で建設経済部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。この後、自由討議がちょっとありますので。

〔執行部退席〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成を努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

今回補正ですので、そんなに数はなかったのか、ご意見のある方は挙手にてお願いします。

2 番。

○2 番（東 和子君） 2 番 東です。調整給付金事業費で定額減税の話がされました。事業としては多分複雑だと思うんですけども、ぜひ市民の方はやはり期待されている事業ですし、もうマスコミでどんどん報道されているので、速やかにやっていただきたいのと。

それから、市民の方に情報が正しく伝わるような形の広報活動をしていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 今、調整給付金事業についてご意見がありましたが、これに関してご意見ある方はお願いします。14番。

○14 番（松本正幸君） 定額減税の関係については、いろいろ制度的にあるので、所得税減税とか市民税減税とか、いわゆるこれと、要するに調整給付金の事業と、いろいろあるもので、余計にこんがらがっちゃって、市民そのものが、この制度そのものが分かってないと思うんですね。やっぱり、私たちにも給付ができるのかねとかいうような心配面もあるわけです。

それと同時に、配偶者、扶養家族の分も、所得のある人のところへ入るような形、入るというよりか減税されるわけですね。所得に対する税を出さなくてはいけない部分に減税されてくるもので、そういった関係について、やはり本来的に市民に対して、国からもやるでしょうけれども、市からも、やっぱりその制度についての取扱いとか何とか、いわゆる Q&A の方式、こういったものも出してやっていくほうが望ましいんじゃないかなと、そういうふうに思います。いわゆる周知活動の徹底ということの中で、そういうことに思っておりますので、皆さん方はどうですか。

○分科会長（西下敦基君） この件についてご意見があれば。1 点自分から言わせてもらいます。制度が複雑過ぎて、システム料もかかるし、広報費もかかるし、人件費もかかるようなこれ、これから今動いてくると絶対ミスが各自治体から出てくると思いますので、これはもうちょっと国のほうも簡潔なものを、公平性も必要だとは思いますが、ちょっと地方自治体のことも考えて制度設計をしていただくべきだったんじゃないかなと私は思いました。ただ、もう下りてきてやるということはしようがないと思いますので、ちょっとそういった感想がありました。

以上となります。

ほかにご意見あれば。3 番。

○3番（坪井仲治君） ちょっと複雑だということは、地方自治体いじめになっていますけど、いずれにしても、これ一般市民の皆さまに、県税の辺りが、しっかり過不足のないように行き渡るようにという、そこは、しっかりやる必要が、行政としてもやる必要があると思いますので、よろしくお願いしますとしか言いようないですけど。

○分科会長（西下敦基君） 今、ご意見がこれにあれば。なければ、あと内示の関係とか、ほかの事業についてもご意見がもしあればお願いいたしたいと思います。3番。

○3番（坪井仲治君） 内示率の辺りなんですけれども、なかなかこれは30から65とか70とか、年に、年度によって、事業によっても違うかと思いますが、なかなか行政としては、要望は出すのに、予測はしにくいというところですよ。ただし、そういう減額があっても対応できるような当初予算の組み方というんですか、単費充てちゃうのは本当はいいんでしょうけど、確実にやるんなら、そこら辺、当初予算の組み替えだったら、考えてはやられているわけですよ、と思うんですけど、なかなか難しいかと思います。

○分科会長（西下敦基君） 内示の関係とか、またそのほかでもよろしいですけど、ご意見あれば。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。8款2項2目の道路維持管理費のところ調べてみたら、去年9月の補正で213万追加補正がなされていて、今年はもう現時点で予算額全部使い切って、去年、前年度の実績を鑑みて270万増額に踏み切っているということで、かなり道路補修のニーズが増えているんだなというところを感じました。予算としては、去年と全く一緒の予算の組み立て方をされているので、ちょっと今後どう考えたらいいいんだろうなというのは感じました。というところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） これについて、関連して意見があれば。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。まずここで補正については、非常に不信に思ったんですけども、当然去年の地区要望等で上がってきた部分の中ではあったと思うんです。それで、この4月から5月の間に新しくそういうのが生まれたというんじゃちょっと、地元の申請の方法としてはおかしいもので、要望があったけども総額で抑えられたもので上へ上げることができなかったというような、あれなんじゃないかなと思うんですけど、そもそもこの予算の枠が小さく設定されていますので、もう建設工事、みんなマイナスシーリングですよ、前年度より少なくなりますよ、こういうような方向で動いているんじゃないかなと思うんですから、それでは対応できないということを、やっぱり建設課の方は分かっているんだろう

けれども、そういう方向性で予算をもう少し膨らます方法を最初から考えるべきだ。それは、議会のほうでも言われんにやいかんのじゃないかと、これで大丈夫なのかというような、当初予算のときに言わなきゃいけない。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。11番。

○11番（横山陽仁君） それと、もう今年度で合併特例債が終わっちゃうので、それで前倒しにして消化させないと。さっき言ったじゃないですか、最悪の場合でも8年の3月までに工事を終わらんにやいかんということで、設計から工事まで全部やるということ、前倒し前倒しに今年度が来たわけで、来年度はそういうわけにいかん、合併特例債使えないので、ということです。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。道路なんかの補修とか維持補修とかという面の事業というのは、基本的には要望、それから、新しい年度になってからすぐ補修しなくてはできない部分、そういったものができる関係もあるわけですがけれども、基本的に予算も取りにくい、抑えられるあれなんですよね。ヒアリングなんかやって、もう少しくらい、一括で恐らく上げていくと思うんですね。じゃあ何千万上げましょうということで上げてるけれども、じゃあこのところは基本的にもうちょっと1,000万下げて何百万の単位でお願いできていただければ、補正で認めるでって、そういうようなお願いの仕方は多分やっていると思うんです。実際に僕らもそういうところへ携わったことあるもので、そういう形で来ているもので、恐らくそういうものが予算に反映させているんじゃないかなと思うんです。

だって、ここらはおかしなことだと思うんですけれども、補修費とかその修繕費、これは必ず要る部分であるもので、率先して計上させておくというのが予算のスタイルだと思うんで、考え方が違うんですよ、実質的に、そういう面がありますんで、そこら辺は、この菊川市がそういう形でやられているのか、また聞く場面があったら、どうぞ聞いてください。聞いてみてください。多分そんなこともいるでしょうけれど、そこは言わんでしょね、本課が、そういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） 8番。

○8番（鈴木直博君） 今の件ですが、道路に穴が開いてて、車が事故を起こしたというんですか、事故というか破損したというんですか、それに対して和解をしたという、そういう事件があったわけですから、その車だけならいいんですが、どっかに車が落っこちゃって、人身事故といいますか、そういうのを起こしたら大変なことです。要は、災害のように、

こういう補修ですか、非常に大事なことだと思いますんで、優先的に、私は使っていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 7番の西下。すみません。自分も予算がシーリングどんどん抑えられていくんですけど、物価が上がってて、資材も上がってて、人件も上がってて、結局、前10できたことが今の予算8とか7しかできないという状態に上がってきてますので、そこら辺をちょっと鑑みた予算措置をしてもらう必要があるかなと私は思いました。意見です。

17番。

○17番（山下 修君） 17番です。やはり交通事故とか安全を守るためにはということで、道路を走っていると最近、非常にセンターラインがないね。サイドがちょっとなくてもいいんだけどセンターラインがないと。これって非常に交通安全上まずいんだろうなと思って、安全のラインも引けない。これはちょっと考えていただくようにしなくちゃいけないんじゃないかなと。

〔「暗くなると見えないもんね」と呼ぶ者あり〕

○17番（山下 修君） 見えないです。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。3番。

○3番（坪井仲治君） 例の落石防護柵です。仮処置、道路等で今やってるということですけど、松本委員からありましたけど、今年の雨季にどうするんかという、それで、敷地川ですか、磐田の例もありますんで、あれ矢板を入れて仮復旧してたら、また水害に遭ったということなので、そういうことはぜひないように復旧方法、それから、注意喚起みたいなのをしっかりしてほしいと思います。

〔「そういう面も含めて質疑をさせていただいた」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 大体よろしいですかね。ご意見まだ言いたいという方があれば。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですか。以上で、議案第44号のうち、総務建設部所管に係る項目の審査を終わります。

ただいまの質疑や自由討議をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会について報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任お願いします。

以上で、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定しておりました、全ての審査

が終了いたしました。お疲れさまでした。

最後に、坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副分科会長（坪井仲治君） どうも皆さまお疲れさまです。また午後の審査もございすんで、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） この後１時半から総務建設委員会を開催し、総務建設委員会に付託されました、陳情６－１の審査を行います。

それでは、それまでに自席にお戻りください。お疲れさまでした。

○（ 君） 相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後 ０時１０分

開会 午後 １時２７分

○議会事務局（瀬々 君） それでは、午前中に引き続き会議を始めますので、互礼をもって始めますので、先にご起立をお願いいたします。

相互に礼。

〔礼〕

○議会事務局（瀬々 君） それでは委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） これより総務建設委員会を行います。

ただいまの出席委員数は８人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務建設委員会を開会いたします。

総務建設委員会に付託された陳情６－１再審法改正を求める意見書採択に関する陳情書を議題とします。

協議に入る前に、事務局に陳情の概要について説明させます。事務局。

○議会事務局（瀬々 君） 事務局です。今回の請願について概要の説明をさせていただきます。

受付番号は陳情６－１になります。件名は、再審法改正を求める意見書採択に関する陳情書でございます。受付日は令和６年５月20日です。陳情者は梅田欽一様で、本日は提出者と

して長谷川隆史様にお越しいただいております。

陳情の趣旨ですが、再審法の改正を求める意見書を採択し、地方自治法99条の規定に基づき、国会等に対して意見書の提出を求めるものとなっております。

私からの概要の説明は以上になります。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

審査に入る前に、陳情の提出者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。

それでは、提出者の長谷川隆史様より、総務建設委員会に付託された陳情について趣旨説明をお願いいたします。

このボタンで押していただくと、ここにマイクがつきますのでよろしくお願いします。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 皆さま、こんにちは。静岡県弁護士会副会長の長谷川隆史と申します。本日は貴重なお時間を頂きまして、このような機会を頂きましてありがとうございます。

まず、自己紹介のほうをさせていただければと思うんですけども、今回の陳情者は個人ではなくて団体、静岡県弁護士会。

○委員長（西下敦基君） 着座でいいですよ。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 大丈夫です。はい、すいません。

今回の陳情者は個人ではなく団体になります。静岡県弁護士会といいまして、これは西部から東部まで、伊豆のほうまで静岡県内に弁護士が全部で540人くらいいるんですけども、その全員が加入している弁護士法上の強制加入団体になります。

静岡県弁護士会の代表は会長、沼津の弁護士の梅田欣一になりますが、私が今回副会長として来させていただきました。

このまず陳情の経緯なんですけど、菊川市さんだけに限らず、まず静岡県弁護士会の今活動として、同じように再審法改正を求める意見書採択に関する陳情や請願を県内の全市町村に行っております。内容としては、ほぼ今回のものと同じものになります。

さらに言えば、静岡県弁護士会のさらに上の組織として、日本弁護士連合会というのがありまして、静岡県弁護士会もその日本弁護士連合会に加入しているんですけども、日本弁護士連合会の活動としても、全自治体に対して同じような陳情や請願をしていくという今活動を行っております。

まず、なぜこのような再審法改正を求める意見書採択に関する陳情をしていますかとい

うと、まず一つは冤罪の防止といいまして、犯罪を犯していないのに犯した人、例えば今回新聞などで袴田事件など話題になっていますけれども、そういった大きい事件に限らず、本当に身近な事件であっても冤罪というのは起きるものですので、それに対して前提として裁判官や検察官が間違いを犯すことがあるという前提で、その間違えた判決が出たときに直す手続を再審法というんですが、その再審法の規定は75年改正されていなくて、かなり不備のある法律になっております。

それは、今回袴田事件に限らずずっと前から、ほんと昭和30年代から弁護士会としてはその規定の整備を求め続けているところであります。

具体的にどういうところが不備かと言いますと、主に2つありまして、1つは証拠ですが、裁判は証拠によってなされますが、その証拠が検察官の手中にあって開示されないことがある。開示する手続がない。それが後になって出てきて判断が覆ることがある。このために、証拠を開示させる手続を整理するべきだという内容が1つと、もう一つが再審はとても時間がかかる。数十年単位でかかっている点に不備がある。もっと速やかに無罪の人を救済するためには、手続を速やかにする必要があるんです。

これはなぜ時間がかかっているかという、まず再審を開始するかどうかという裁判があって、その後に再審を実際に行う手続になっているんですけれども、その再審をするかどうかというところで何十年もかかってしまう。検察官が再審を開始するかどうかを争う上訴をしてくることによって長くかかってしまう。

それに対して、再審開始する決定が出たのであれば、その再審の中で争うべきだという、そういう法整備にすればもっと時間としては短くなるのではないかと、その2点が内容になっております。

手続的なところではあるんですけれども、今回陳情書を出させていただいて、陳情の趣旨としては再審法改正を求める意見書を採択してください、これ別紙となっていますけれども、これは日弁連の案ではあるので、別にこのとおりでなくても内容として再審法改正を求める意見書であれば、特にこの内容にこだわらないところがありまして、具体的にどういうことかと言いますと、他の自治体でも同じような声があったんですが、今回の資料の6番、7番になるんですが、特に7番のところ、6番、7番のところで刑事訴訟法の再審規定（再審法の改正を求める意見書）があるんですが、……。

○委員長（西下敦基君） すいません、タブレットで頂いた資料がありまして、タイトルをちょっと言っていたら、その中で閲覧させていただきます。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 6番の令和6年3月18日、静岡県議会意見書（ホームページ）。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。

○陳情提出者（長谷川隆史君） で、その次が上記同ワードとなりまして、そのワードを打ち出した文書であるんですけれども、実はもう同様の刑事訴訟法再審規定の改正を求める意見書は、県議会でも可決されておりまして、その可決された内容がこの6番、7番になります。

これと同じ、これをベースというか、このままであれば採択に前向きな自治体というのも結構あるものですから、弁護士会としてもこの県議会でも採択された意見書と同じ内容でも、この内容も十分大変すばらしいものだとして弁護士会としても考えておりますので、この県議会と同じ内容で、県議会と同じ意見を表明するという内容のほうが当現するというか、県と同じなものですから説明しやすいのかなというところがあるので、こちらとしてはその今回の陳情書の別紙よりも、この内容としては添付資料の6番、7番、県と同じもので採択していただければありがたいところではあります。

○委員長（西下敦基君） 資料のほうで7はいなくて6番のやつで、令和6年2月定例会意見書で決議というので。

○陳情提出者（長谷川隆史君） あ、そうですね。

○委員長（西下敦基君） 3月18日で1ページ目と2ページ目があって、2ページに本文がありました。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね、2ページ目に本文。

○委員長（西下敦基君） 1、2、3という感じで、以上、規定の意見書提出という。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね、はい。

○委員長（西下敦基君） こういった内容で出していただければいいんじゃないかということですね。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね、このほうが分かりやすいんじゃないかという声がありましたので、県と一緒にあれば安心して採択できるということもあるので、この内容でのほうがいいかなと思います。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。最初に多分陳情書を出されたときのもので、最初議長宛てに再審法改正を求める意見書を採択してくださいという理由があって、その後に案がまた。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね、別紙で。

○委員長（西下敦基君） 別紙でついていますよね。この別紙よりも県のほうがいいんじゃないですかね。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね、はい。

○委員長（西下敦基君） ご意見をいただいた細かいものとしては、こちらにらせていただいて。

○陳情提出者（長谷川隆史君） もちろん、はい。

○委員長（西下敦基君） この意見を出すことを採択してほしいということでよろしいですね。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね、はい。

○委員長（西下敦基君） はい。じゃあ、趣旨説明は以上の感じでよろしいでしょうか。

○陳情提出者（長谷川隆史君） そうですね。最後に、今回その再審法改正を求めるこういった活動をする中で多かった質問、一番多かった質問としては、今回ちょっと添付資料3の5月8日の静岡新聞の記事で、「静岡から再審法改正機運を、市町議会へ働きかけ強化」まさにこれが今弁護士会で行っているところなんですけれども、こういった働きかけする中で、もう既に先週あたりからどんどん議決はされているところであるんですが、その中で多かった質問として、「これは国が考えるべきことで地方が再審法改正を機運を高めるんじゃないくて、国がやるべきではないか」というお話もありまして、それは確かにそのとおりなんですけれども、実際冤罪というのは、皆さんも特に選挙のときとか、規定とかいろいろシビアに考えたりすると思うんですけれども、本当に解釈とかそういった適用次第で冤罪というのは起こり得るもので、本当に市民を守るという観点から、このような運動をしているところがあります。

大きい事件だけでなく、本当に冤罪は市民にとって身近な人権侵害だという認識から、市町議会で働きかけを強化しているところでもあります。

すいません、最後補足以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について質問に移りますが、陳情6の意見について質問等のある方は挙手にて発言をお願いします。じゃ、6番。

○6番（須藤有紀君） 6番、須藤です。陳情の資料6で頂いた県議会の意見書と、あと再審改正を求める意見書の案とちょっと照らし合わせて質問させていただきたいんですけれども、今のご説明いただいた中ですと、要求事項としては、要望事項としては2点、証拠開示させ

る手続の整備と再審の時間の短縮というところかなというふうに理解をさせていただいたんですけれども、県の要望ですと不服申立ての禁止で短縮を図るような内容になっていまして、これ不服申立ての禁止だけで時間の短縮というものを図れるもの、ごめんなさい、素人で本当申し訳ないんですけれども。

○陳情提出者（長谷川隆史君） いえいえ。あの、……。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、答弁を求めます。長谷川さん、お願いします。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 確かにおっしゃるとおりの疑問が出るところがあると思うんですが、まず再審の手続としては、再審を開始するかどうかを裁判所が判断して、最新を開始するという決定が確定したら、そこから再審が始まると。

今時間がかかっているのは、最新開始決定が地方裁判所で出たことに対して、検察官が不服の申立てをして最高裁まで争っていくと。なので、再審を開始するかどうか、その段階で時間がかかってしまう。再審自体の入り口のところでかかってしまう。

それは、再審開始決定に対して検察官が最高裁まで何十年もかけて争ってくるものですから、そうであれば、再審開始決定を争うんじゃないくて、再審の中で有罪・無罪を争うべきだという考えが、その早期手続の迅速な手続ということにつながるという趣旨で、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止して、再審を早めに始めて、再審の中で判断をするべきだという主張になります。

○委員長（西下敦基君） 答弁がありました。再質問ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） すいません、6番、須藤です。

そうしますと、文言でもし何をするこことっていう形で文言を付け加えるとしたら、速やかに再審法案に移行するよう法整備をすることっていう文言よりは、不服申立てを禁止することっていう文言のほうが、より具体的になるということで、この県の意見のほうがより良いというご判断でよろしいでしょうか。

○陳情提出者（長谷川隆史君） はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（西下敦基君） 終わりました。ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

1点、自分から県が今採決したと、いただいたやつの2市町ぐらいがもう議決していると思うんですけど、今動きとしては、本定例会とか前回とかでもうここら辺も大体やったよという情報があればお願いします。

○陳情提出者（長谷川隆史君） はい。今5月からこの弁護士会の活動が始まっているので、できれば6月議会で議決できるように今手続を進めているところですが、もうただ始動した

ときに、もうその提出期限が間に合わない市町村もあったんで、そこは提出はしていないんですけど、今、今日そのプロジェクトチームの会合がありまして、お昼にありまして、報告だと33市町村のうち今25で、多分6月で議決の審議が入る可能性があると。

早いところで伊豆のほうとかは、たしか賀茂郡ですかね、賀茂郡のほうは幾つかもう既に議決が始まっていると。掛川市も私のほうで説明に行って、同じように陳情も出しておりますけれども、一度その掛川市のほうでも、委員会の前にその議長とか説明が欲しいということだったので、私のほうで掛川市にも説明に行きましたけれども、本当に好意的で形ではありました。

あと沼津のほう、沼津市はもう先ほど聞いたところだと、意見としては全員一致なので質疑もなく議決ということで、これからされる見込みとは聞いております。

○委員長（西下敦基君） はい、ありがとうございました。近隣市の状況は分かりました。

14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど再審の手続がすごく時間がかかるということがありますよね。裁判のように基本的に進行というかね、進め方がある程度決められていればいいと思うんですよね。

けれども、この再審についての進行の方向というのは、裁判官によって委ねられているような形で報道がされていますよね。そんな形のもんで、本来的にこの年数がかかってしまうということがあるかと思うもんで、その中の1項として入っているわけですよね。意見書の県のほうの意見書の中にもね。

そんなもんで、そこのところをやっぱり変えていかなければね、この関係というのはずっと同じような形になってしまうということだと思うんですけど、訴訟法というのはあるかと思うんですけど、その訴訟法を基本的にやっているわけですよね、それによって。

だもんで、そこのところが課題じゃないかなと、僕はそういうふうに思っているんですけど、どうですかね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。長谷川さん。

○陳情提出者（長谷川隆史君） まさに今おっしゃられたとおりで、再審法の規定は本当に僅かしかなくて、75年前のものだったものですから、手続がしっかり定められていないので、その分裁判官ごと、裁判官によって裁量が広過ぎて、裁判官によってまちまちの手続になっている。

それは、おっしゃるとおり手続の不備でありますので、今回その県の意見書の3つ上げて、

記というところでここに3つ上げているんですけども、その一番上の再審請求手続の審理の適正管理に資する規定を整備ということで、もう少し規定を増やすべき、整備するべきだと、おっしゃられるとおりの内容になっております。

○14番（松本正幸君） はい、分かりました。

○委員長（西下敦基君） はい、よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。今日はありがとうございます。

県議会のほうでも成立された。それで、今県内の市町村もということですけども、言いましたら法の改正に向けて、国会議員さんのほうでも何か超党派の議員連盟というんでしょうか、そういったのが組織されて動き始めているというような、ちょっと（ ）けれども、そちらへの働きかけとかというのは、どんなような形にされているんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。長谷川さん、どうぞ。

○陳情提出者（長谷川隆史君） おっしゃるとおり、この資料の1番の令和6年5月17日付の静岡新聞で、超党派議連総会があって、国会議員連盟がこういった再審法改正に向けて今運動をしているところで、この5月17日時点で入会者が285人ということで、超党派で今麻生太郎最高顧問の下でそういった活動をしているところです。

日弁連としても、当然国会議員への働きかけはしているところではあります。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。すいません、一応2時までお時間がないということですので、審議に関わるようなものを質疑していただければと思います。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番、鈴木です。県議会のほうから出した要望書の2番目に、全ての証拠を証拠主義ですかね。

○陳情提出者（長谷川隆史君） はい、全ての証拠。

○8番（鈴木直博君） あれは例えばアメリカなんかは、最初から証拠を全部出して、そして戦っていくわけですよ。で、日本も民事訴訟ではそういうあれはまだないみたいですか。今回の刑事訴訟法のほうの全証拠も、取扱いを決めるということで、追加がしちゃまずいという、そんなような方向で改正を行おうとしていらっしゃるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。長谷川さん、どうぞ。

○陳情提出者（長谷川隆史君） まず、民事事件と刑事事件の違いなんですけれども、民事事件の場合には当事者同士で裁判をするんですけれども、その場合に民事訴訟法の規定では証拠開示の規定があって、相手が持っているにもかかわらずそれを開示しないということにな

るとペナルティがありまして、相手の言っていることが真実になると規制されたりとか、そういったペナルティはあります。

刑事訴訟法の通常審では、そういった証拠開示の手続はあるんですけども、ただ実際全ての証拠を開示するということまで義務づけてはいないところで、今回再審請求の手続については、証拠を開示する規定自体がなく、なのでもう最初から全部証拠を見た上で、その上で判断するべきだということを今回、その上で結局過去にも検察官が証拠を開示しなかったことがあって、後から開示されて、それが有力な証拠になったということもあるものから、その点について全ての証拠を開示する規定を整備するということを求める内容になっています。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○8番（鈴木直博君） はい。

○委員長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番、坪井です。ご苦労さまです。

1点お伺いしたいんですけど、この法律っていうのは、犯罪抑止のために立法化されていると思うんですけど、この再審法の改正をすることによってその抑止力が弱くなる、低下する、そういう部分はないでしょうか。懸念は。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。長谷川さん。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 再審法は誰でもできるわけではなくて、裁判の後に明らかに新たな、明らかに無罪を証明するような証拠が見つかった場合に再審決定がされますので、そこについては今回改正を求めるものではありませんので、それ自体は結局その再審を開始決定するかどうかの要件自体は、条件自体は変わらないので、再審が始まった場合に適正に行われるべきだという今回の意見でありますので、あくまでも誰でも再審を求められるわけではない、新たな証拠がないと求められないので、その点で抑止力が損なわれるということはないと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。もう一つ、3番どうぞ。

○3番（坪井仲治君） すいません、先ほど1つと言いまして、もう一つですね、今再審の必要、冤罪の可能性のある事件数というのは、どれぐらいという想定をされておりますか。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 今現在司法統計だと、年に数件から20件程度と言われてますし、実際それで無罪を争うような事件、本当にこういう袴田事件みたいな事件というのは、本当にそこまで件数としては多くないところではあります。

特に、昭和の頃にまだDNA鑑定がなくて、まだ未発達だったのが後になってDNA鑑定など科学技術が発達したりして、DNA鑑定の結果が無罪だったりとか、あと真犯人が出てきたりとか、そういったケースはあるんですけど、ごくまれな話ではあります。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

○3番（坪井仲治君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） ほかに聞きたい方があれば。1点自分だけ、30年代頃からこういった活動をされているというけど、これだけ年月がかかって改正がなかなかいかなかったという理由が何かあるのかをお聞かせください。

○陳情提出者（長谷川隆史君） これは推測にもなるんですけども、刑事訴訟法を改正するということになると、かなり労力がかかるところでもありまして、ただその冤罪というのが、そこまで身近な問題として捉えられていないところがあって、こういった世論のところでもどこか人ごと、自分はそんなことはないだろうというところがあって、なかなかこういった機運が高まらなかったというのもあるんじゃないかなと思うんですけども、ここは推測になってしまうんですが、はい。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。

最後に1人ぐらいあれば、なければ以上でよろしいですか。8番。

○8番（鈴木直博君） 日弁連として、例えば上川さんが法務大臣をやっていたときに、そういう法務省に対してというのか、そういうことで陳情とかなんかもされたことはあるんですか。ちょっと昔の話だから、上川さんは。

○陳情提出者（長谷川隆史君） 上川大臣が静岡から法務大臣をなされていたことは存じ上げていますけれども、ちょっとそのときに日弁連がどのような働きかけを行ったのか、そこまで今正確に把握してできないので、日弁連としては継続的に国会議員に対しても働きかけていて、特に再審で無罪が出た後などには、特にそういった働きかけをしているところではあります。

○8番（鈴木直博君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 皆さんよろしいでしょうか。

以上で、陳情についての質問を終わります。長谷川様、ありがとうございました。

○陳情提出者（長谷川隆史君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 本陳情についての審議へ移りますので、陳情者はご退席をお願いいたします。本日はありがとうございました。

○陳情提出者（長谷川隆史君） どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

ここ担当になったのは、副会長というのもあるんですけども、事務局が掛川なもんですから、よろしくお願いします。ありがとうございます。

〔陳情者退席〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですかね。本陳情について皆様からご意見を伺いたと思います。

まず、陳情6－1についてのご意見のある方は、挙手にて発言をお願いいたします。この後一応採択をしますので、それに向けての一応討論、意見を言っていただきたいと思います。

じゃあ、自分から。7番ですけど、そこで静岡で袴田事件とかで時間がかかりましたし、ちょっと人生を考えてもう少し早めにやっぱしやっておくべきことじゃないかなと思いましたが、今回のものは県の物も参考にもらった物もありますけど、どちらについても上げていく、声を上げるべきことかなと私個人としては思いました。以上です。

ほかにご意見のある方はお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 再審制度をめぐる現状と課題というものも本来はあると思うんですけどね、いろいろ地方議会において再審法の国に求める意見書を出しているいわゆる市議会、これが179あるんです。それも現在ね、いわゆる23年12月26日現在で。

ということはね、基本的にはやはり再審制度をめぐる状況としては非常に時間がかかるということで、やっぱり冤罪っていうこともあるでしょうし、無罪を勝ち取った人は僅か4人なんですよね。4人、今までの前例としてね。

こういうことを考えた場合、再審を先ほども説明があったように、再審を求める場合には新たな証拠がなくてはできないっていうことだもんで、本来的には冤罪のその可能性というのが十分あるわけですよ。

そういったところの関係を踏まえるとね、やはり県議会を出している1つ目の再審請求の手続の真理の適正化に資する規定を整備すること、それから、2番目で再審請求手続において全ての証拠を開示する規定を整備すること、それから、再審開示決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

これはやっぱり昔のことでよく映画なんかにも出てくるんですけども、本当に扱いが物すごく厳しくて、本当に冤罪になってしまうようなね、いわゆる「うん」っていうまで責めるような基本的なあれがあるわけですよ。検察官としても白状しろとか言うわけです。昔の牢屋でね、ポンポンたたいて白状しろとか、こういうことと同じもんだと思うんです。変

わらないと思うんですね。

やっぱりこういったものを人の命を救うということを考えた場合、こういう整備をやったりやらなければいけないと思うんですね。訴訟法自体が物すごく改正が、今まで戦前のものから戦後にかけてずっと改正が一度もないんですね。そういうことで書かれているものですからね、ぜひそういったものの関係の整備をぜひやってほしいということから、私は再審法の意見書の関係についても出すべきじゃないかなと、自分の意見はそう思っております。

はい。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある人は挙手でどうぞお願いします。

○14番（松本正幸君） 反対する議員もないわね、これは。

○委員長（西下敦基君） いいですかね、私が言って。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

それでは、一通り意見が出されたようですので、採決へ移ります。陳情6－1再審法改正を求める意見書採択に関する陳情書について採択すべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員ということですね。挙手全員。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

それでは、24日の本会議で採択すべきものと委員長報告を行います。

24日の本会議で委員長報告を行い、本会議議場で採択された場合、議員発議として上程することとなります。その場合、総務建設委員会の提出議案として総務建設委員会全員の連名で提出したいと思います。

以上で陳情審査を終了します。

これより、条例の審査に移りますので、……。

○6番（須藤有紀君） 委員長、1点だけ確認させていただいても、すいません。

○委員長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番、須藤です。今の陳情の意見書を総務建設委員会の連名で出すということなんですけれども、文言はこの県が出している陳情の意見書のとおりで提出されるのかというところと、あと宛先も案だと内閣総理大臣宛てだけなんですけれども、県のほうだと複数の宛先になっていまして、この宛先と本文どうされるのかというところだけちょっと確認できればと思います。

○14番（松本正幸君） 今までに出された意見書が全国であるもので。

○委員長（西下敦基君） あくまで案であって、意見を上げてくれることがまず最重要なこと

でしたと思います。それが一応採択では意思確認はできたということで、あと質疑のときで県のほうがいいんじゃないかという陳情者の意見もあったので、県のほうでよろしいと思いますが、皆さん特に異論がなければ、県のほうで一応出していく方向でよろしいですかね。県の場合。

○14番（松本正幸君） それで、どこへ出すのかね、そこら辺をしっかりと明確にすべきだと思うんです。委員会として。

○6番（須藤有紀君） はい。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、県のものですと、一応参議院、衆議院の議長と、あと内閣総理大臣と総務大臣と法務大臣となっていますので。

○14番（松本正幸君） 法務大臣は絶対でね。

○委員長（西下敦基君） この県のほうに準じるということで、うちの総務建設委員会としてはよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） はい、じゃあとにかく意見を確認させていただくということで、事務局もそれでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、以上で審査を終了いたします。

これより条例の審査を移りますので、執行部の方入ってください。

閉会 午後 2時04分

開会 午後 2時07分

○委員長（西下敦基君） これより、条例の審査に移ります。

それでは、本委員会に付託されました議案第46号 菊川市防災対策強靱化事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

それでは、質疑を行います。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

この条例ですが、条例のそのものと、あとまたその影響も考えて審議をしなきゃいけないのかなと思いましたが、またご意見のある方、まず質疑をお願いいたします。

1点、自分から確認をさせていただきますが、防災事業で、どの部分がこの2分の1に当

たるかの確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。前回、全協で、全体で50億円あったと思うんですけど、そのうちの四十何億円だったと思いましたので。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。今回、条例上は防災対策強靱化事業の中の総額というふうに位置づけておりまして、それでいきますと50.6億円になります。この今回の2分の1以内としたところの根拠的には、そのうちの事業者側が使用したいという貯水貯留施設ダムとか堀之内体育館、そういったものが基本的には2分の1の50.6のうちの約40、その2分の1ということで、最終的に今、条例の中では2分の1を乗じて得た額の範囲内ということになります。そこについてはその2分の1以内ということで20億円ということで考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。ほかに何か質疑のある方は挙手にてお願いします。

ないようでしたら、先に自分はさせてもらいますが、すみません、3条の2で一括して徴収するとあるんですけど、これは期限とかっていうのと、その後、多分、どこをどう使うかとかっていうのは協定を結んでいくのか、協定じゃなくて別の契約でしてくのか、その後のスケジュールになってしまうかもしれませんが、もし分かればお伺いします。

答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 一括していただきまして、20億円につきましては、基金、まちづくり基金で積み立てて、年度ごと必要な事業費の財源として取り崩して充当をしてまいります。全体20ですけども、まんべんなく、どこも2分の1ということではなくて、国庫負担と裏負担となりますと一般財源であるとか、起債の中でも条件の悪い、交付税措置が少ないとか、そういったものをなるべく減らして、一般財源が少なくなるような充当をしていきたいというふうに考えております。なので、国庫補助金、あるいは交付税措置の高いようなものはそのまま、なるべく将来的にも含めて、自己財源が減るような充当の仕方を考えています。

それから、そこ辺につきましては、また今後、中部電力側と協定書というような名文書と思っていますが、納入金の期限であるとか、金額についても、そこで改めてその協定書の中に入れる、そういったことを今、考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。14番。

○14番（松本正幸君） 今の関連なんですけれども、いろいろとその分担金、徴収条例の関係を拾ってみると、補助金、いわゆる補助が出ているものについては総事業費へ含めないというところもあるんですよね。実質的に今説明があったように、分担金の関係を2分の1、そしてもしくは40億円に抑えて考えると20億になる、そういうような形で今考えられていると思うんですけれども、実質的に他の事業、ほかの事業も関係するものも、分担金として徴収するもの、そういったものの関係もあるということは聞いているんですけれども、今回の事業については、強靱化の事業、一本にしてあるわけですね。そういうことですので、明確なそういった按分比率とか、そういったものが出てくるのであるならば、やはりそういったものをしっかりと出してほしいなということもあるんですけれども、そのほか、もうあくまでも総工事費、そのもので行くのかどうか、その辺のことについて、少しお伺いしたいなと思うんですけれども、今の考えです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。今回、今、20億円を引かせてもらうということになります。事業費の総額というものは、現状、私もこれまで公表しております強靱化事業計画における事業費を総額というふうに考えております。当然、事業者側にも分担金の状況について報告をする必要があると思いますが、そういった中で報告の方法だとか時期についても事業者とも協議をしなければいけないと思います。

それから、今、事業計画の中での分担金の請求ということになりますので、これが例えば大きく事業費、例えば何かの事業を取りやめるとかという話になりますと、それはちょっと精算というようなことが必要になるかと思うんですけれども、現状の中では、事業費が大きく伸びたから改めて差額を請求するとか、そういったことも考えておりませんし、基本的にはこの状況で、この事業をやっていけば、精算は生じないだろうというふうには考えております。

全体の答弁になったかは分かりませんが、以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） そのほかでもいいですか。

○委員長（西下敦基君） そのほかでも。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。徴収条例のほうは、1条で収支、2条で分担金の額、3条で分担金の徴収、それから4条で督促、延滞金、それから5条で委任の条文等々、こういったものでなっているんですけれども、中電さんのほうで、もし事故が、いろんな災害が

あったとき、いわゆる施設の利用について、利用上の関係で何らかの細則みたいなものが作られるのか、その辺について少しお伺いをしたいと思います。いわゆる利用規定みたいな。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。今、松本委員からお話ありましたが、今、うちのほうとすると、施設の利用については、主に使われていた体育館とか災害対策本部という形にはなっていますので、その中身をどうやって使うかというのは、先ほどちょっと企画財政部長からも話がありましたが協定書、協定書だけでは済まない場合には、それにまた附随した、例えばほかのもので定めるとか、内容についてはそこで協議をしながらという形にはなると思います。

ただ、前回、この申し出をいただいたときに、もう一度ちょっと二役から別途確認した中で、ちょっと向こうと確認した中では、この災害対策棟もそうですけど、体育館もほかの、例えば緊急事態があれば、ほかの方ももちろん使うものですから、そういう、この場合、そもそもの強靱化の目的がそういうところもありますので、使う場所については、全部中電さんが使うというわけではないものですから、そこら辺は今、中電さんとお話ができている。ただ、使う場所については、今後の協定書なり協定書などはまた別のもので、ちょっと細かいところは詰めていくような形にはなると思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますが、14番。

○14番（松本正幸君） 14番。今、説明を聞いたんですけれども、例えば、小笠川の貯留槽、そういった関係でまだ決められてないものがあるわけじゃないですか、多目的な広場的なもののゾーンをやっている場合。そういったものについても、当然、利用の関係については、何らか、いわゆる先ほど言った利用規定みたいなものを設けてやるようになるんですよね。その辺の関係について、説明をお願いしたいなと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理課です。詳細はまた建築経済部長からあれば話してもらいますが、下の避難の関係、まだ絵的なものも、例えば、中部電力さんとのお話の中では、例えば駐車場であるとか、そういうところを資材置き場にしたいとかいう話が出ていますので、それはいいんですが、今の段階で、今回、協定を結ぶ中には詳細な図面等もまだ出来ていない部分がありますので、そういうところは、いずれにして出来たときに、また決めるような形にはなると思います。

○委員長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。今、危機管理部長から説明ありましたが、まだ、絵自体がまだ設計をするということで、貯留槽ができて、駐車場ができて、雨でも濡れない、水が入らないところ、3段階ぐらいの工程を考えているところができると思います。今、うちのほうで管理している公園と同じように、公園の場合は目的外利用をする場合のルール作りというのをしております。今回も、治水棟のところが公園になるのか何にするのかまだ決まっておりますが、それについてもちょっと細かいルールを決めて、何か災害があったときに、中部電力の車両がどこのエリアを使用するか、どこまでオーケーを出すかというのは、協議の中で決めていきたいと思っていますので、それは書面で作ろうかなと思っています。

以上です。

○14番（松本正幸君） ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） 質疑のある方。すみません、17番。

○17番（山下 修君） 17番です。この条例とはちょっと関係なくなっちゃうのかもしれないけれども、これは、一応、2分の1の分担ということですよ。それで、これ出来上がった場合には、例えば、当然あるだけじゃいかなので、何か訓練に使うとか、そういった、中電さんの年に一度ぐらいはこういった訓練のために使わせていただくよとかというような、使用に対する何かこう、今からの要望事項的なものがあるのか、ないのか、あくまでも有事が起きたときに、そこで初めて使うのか、そこら辺はどうなんでしょう。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。今、いろいろ私たちが中部電力さんと、まだお金の関係が、今末の28日。28日の日にこちらという形があるわけですから、まずすみません、詳細な部分に関してはこれからというようになってくると思います。ただ、今、山下議員がおっしゃったように、訓練というのも、中電さんから今回申し出のあった使用の願いの中には、訓練という項目はありません。ないです。ただ、今後の中でどうなっていくかというのは、防災というのはもちろん訓練をやりながら実効性を高めていくというのがありますので、その辺に関してはどうするかというのは、今後出てくるかもしれません、すみません、回答になります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） ほかの質疑が。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど協定書を結ぶという話を聞かせていただいたんですけども、協定書を結んだ後の公表というのはどのようにされるのか、教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。まずは協定書を今、今末の28日に中電さん側から、28日付で29日の日にうちのほうに受理して、実際にお金を下げるという支払いとかの文書が来ております。うちのほうとすると、今、ほぼ1回目は取ってやったんですが、最初はちょっと覚え書でいくとか、協定書でいくとか、そういうところから議論が始まりまして、今、その協定書を作る準備を向こうと今やっています。ですので、できたらうちのほうとすると、協定については7月に入ってから……。ちょっとすみません、今後のまだ、相手側とのやり取りもあるものですから、ちょっと確定的なことはすみません、申し訳ないんですが、できましたら7月の終わりのこの全協までにはいろんなことを固めて、議員の皆さんにもご説明はしたいと考えています。ただ協定は、向こうもですが、うちのそれなりに文書をやって確認したりという作業が何度も繰り返すものですから、今の予定でいきますと、予定としては7月の28日ですか、29日ですか、全協がありますので、そのぐらいまでにはちゃんとした文書で、議員の皆さんにもお示ししたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑のある方を、11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。ちょっと気になるのは、1条のところなんですけれども、「防災対策強靱化事業に要する企業の一部に充てるために」という表現のところなんですけれどもね、これは実際には、いただいたお金をプールはするものの、その費用の一部に充てるんじゃないくて、結局、その費用の一部に充てるとすれば、浮いた部分をきちんとして持っているという感じの解釈をする。

○委員長（西下敦基君） 答弁を受け止めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。20いただいて、一部に充てるためというのは、市役所がやろうとする事業のそのうちの一部になるよという意味合いです。2分の1になっている。いただいた20を今後もらう期限も定めながら、今年度中であるならば、補正で歳入を起こして基金の積立てというようなものをやりながら、今年の補正であるとか、来年の例えば当初でやるとか、そういったときには、その基金からこの事業に使うお金を取

り崩して、基金取崩しのお金を予算化して、財源として充当していくというようなことがあります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。11番。

○11番（横山陽仁君） 言っているのは、その、いわゆる防災関係の50億のほうに使うんじゃないくて、それはこっちで自由に使えるよというプールも、あれでないともったいないと思うんですよ。なので、そういう名目でいただいて、この実際に本体を減らせば、その分だけ余るじゃないですか。それを基金として使えば、今度は逆に言うと、こっちが自由に使えるという形にしないともったいないじゃないかと。それだけに使うというような制限されたら。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） ほかにもいろいろあって、使える起債はそのまま、全然違う事業にというようなお考えだと思いますが、あくまでもこの防災関係の強靱化事業に対しての分担金であることで、その範囲は超えてはいけないんだというふうなことは理解として思っております。

根拠として、使いたいと言っているところの40のうちの2分の1内の20であります。今のこの条例の立て付けでいきますと、50.6の中で20をもらうということなので、例えば、体育館じゃない、例えば、旧町部の地区センターの取り壊しであるとか、そういったところにも充当できるというふうに今、事業的には認識をしております。そこはまた今後、協定をする中で改めて中部電力にも確認をする部分であります。これを超えて広く一般財源として、何にでもいいよというところは今思っておりません。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） くだいようですけれども、50億の中の20億として使うのはいい。20億余ったのをこっちでプールしておいて、それは一般財源として自由に使うということで、そういう手法が取れるのではないかと。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 余るかどうかなんてのはちょっとあれでして、そこはやはり50の中で20を使う、なので予定している起債をやめるとか、そういうふうなところを減らしていくのが筋じゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。

他に質疑のある方は挙手にしてお願いいたします。

ないならすみません、1点、ある、一つの事業者から大きなお金をいただくということで、市民の懸念ということで、こちらはまあ原発の事業者ですので、そこに対して再稼働とか何か市の考え方に影響がないかということだけ確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 再稼働。

○委員長（西下敦基君） 再稼働とかの是非とかについて市の考え方が何か影響を受けることがないかということだけ、心配している市民がいらっしゃるみたいなので。

竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部です。今回、この中部電力からこういう申し出がありまして、うちのほうがいろいろ協議もしてまいりました、内部でも。その中では、ウェ私どもとすると、やはりあそこに浜岡原子力発電所がある以上、これは原子力発電所が動くとか動かないに関係なく、市民の安心安全を守るために、これは原子力災害の対策を進める必要がある中の、今回、中部電力さんが施設使用ということになっておりますので、再稼働とは全く関係ないと私どもは思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方は挙手にしてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 質疑がないということでよろしいですかね。では質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。この後は自由討議となります。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある議員は挙手の上、発言をお願いします。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番、鈴木です。いつ災害が来るか分かりませんし、これだけのお金を確保するというのも大変なことだと思いますので、せっかくいただいた厚意といえますか、それをありがたくいただいて、災害を防止って言うんですかね、減災するようなところにお金を使うという、こういうことをやればよろしいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。非常に事業とすると、非常にいい事業を一体化させて協力してくれる事業者を募ったというのは非常によかったのではないかなと思います。菊川市としても財政的な心配があるところへ、いわゆる市民の安心安全、こういったものを考える事業として、やっぱりいいことではないかなと思いますし、それと、堀之内体育館の関係も、既に建替えしなくてはできないというような状況にあったわけですね。そういったものの中に取り入れながら、場所的にはちょっと僕は反対だったんですけども、考え方として一体化した整備としてはいい方向ではなかったかな、そういうふうに感じております。

市民への影響というんですか、反する市民の団体もいますけれども、やっぱりその関係については別、もう考え方は別ですよ。いわゆる議会で示してあります2項目、3項目ですかね、こういったものを基本として、再稼働の関係については考えていくと、そういうところとは別ですよということを基本的なスタンスとして非常によかったのではないかなと、そういうふうに思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 事業に対して、20億というのは非常にありがたいお金を入れていただけるということで、お金もさることながら、災害が発生したとき、鈴木議員も言っていましたけど、災害が発生したときの対応ですね、広域災害を別にして、台風、水でもそうですけど、電源車が来てみたり、そういうところも期待できます。あとはもう一つ、原子力災害が発生した場合に、原子力災害対策特別措置法、原災法ってありますけど、その中でいろんな事象があるんです。事象について皆さん、多分、理解はされていないと思います。そういうところに、中電の職員がこれらに派遣されますと、オフサイトセンターからの情報でしか入りません。それをダイレクトでこちらに入った職員に確認することができますので、そういう面でも非常に有効なその後の協定の中で業務提供ができると思います。そこら辺は非常に期待できることかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は。大体いいですかね。発言は出尽くしたということでしょうか。

それでは採決をします。

〔「尽くしたんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 議案第46号 菊川市防災対策強靱化事業分担金徴収条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員ですね。挙手全員。よって、議案第46号は、議案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第46号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で、本日予定しておりました全ての審査が終了いたしました。お疲れさまでした。

それでは坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（坪井仲治君） お疲れさまでした。2事件ですね、再審法改正を求める意見書、陳情1件、それから条例、防災対策強靱化事業分担金徴収条例の制定について、2事件についてご検討ありがとうございました。またこれから議会続いていきますけど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 以上で、総務建設常任委員会を終了します。

○議会事務局長（落合和之君） それでは、互礼をもって終了いたします。ご起立お願いいたします。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後 2時34分